

## 自由金利型定期預金規定

### 1. (預金の支払時期)

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 2. (証券類の受入れ等)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は、証書と引換えに、通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取扱店で返却します。

(3) 個人のお客さまのこの預金の預入については、前記(1)および(2)の定めにかかわらず、次の通り取扱います。

①日本国内に居住する方に限らせていただきます。

②当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入はできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

### 3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および証書または通帳記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、証書式の場合は、証書記載の中間払利息額、通帳式の場合は、通帳記載の中間利払利率によって計算した中間払利息額(以下各々「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B. 入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに取扱店に提出してください。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記4.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と次の②の利率により計算した利息額との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA.、B.およびC. (B. および

C. の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、C. の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率×70%

C. 約定利率  $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のA. およびB. の算式により計算した利率

(小数点第4位以下は切捨てます。ただしB. の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率×70%

B. 約定利率  $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金を後記4. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割りで計算します。

#### 4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。

(3) この預金を解約または書替継続するときは、証書式の場合は、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳式の場合は、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

#### 5. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(1) 証書または通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 証書式の場合で、証書または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。通帳式の場合で、通帳または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 証書または通帳を再発行(汚損等による再発行を含む。)する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必

要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

#### 6. (印鑑照合)

証書式の場合は、証書、諸届その他の書類に使用された印影を、通帳式の場合は、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書・通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳は届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息との差額を清算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 10. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 11. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2021年11月15日

## 自動継続自由金利型定期預金規定

### 1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取扱店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 2. (証券類の受入れ等)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は、証書と引換えに、通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取扱店で返却します。
- (3) 個人のお客さまのこの預金の預入については、前記(1)および(2)の定めにかかわらず、次の通り取扱います。
  - ①日本国内に居住する方に限らせていただきます。
  - ②当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入はできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、この3. (1) および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日、3年後の応当日、4年後の応当日および5年後の応当日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、約定利率に70%を乗じた利率（継続後の預金については、継続後の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
  - ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
    - ①預入日の1か月後の応当日、3か月後の応当日、6か月後の応当日および1年後の応当日を満期日とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
    - ②預入日の2年後の応当日、3年後の応当日、4年後の応当日および5年後の応当日を満期日とした場合には、中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満

期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できない場合には、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに取扱店に提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を後記4. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の②の利率により計算した利息額との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA.、B. およびC.（B. およびC.の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、C.の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率×70%

C. 約定利率 
$$= \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のA. およびB.の算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、B.の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率×70%

B. 約定利率 
$$= \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(5) この預金を後記4. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(6) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。

(3) この預金を解約または書替継続するときは、証書式の場合は、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳式の場合は、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

#### 5. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

- (1) 証書または通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書式の場合で、証書または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。通帳式の場合で、通帳または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書または通帳を再発行（汚損等による再発行を含む。）する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。  
②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。  
③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。  
④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。  
⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

#### 6. (印鑑照合)

証書式の場合は、証書、諸届その他の書類に使用された印影を、通帳式の場合は、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書・通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳は届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
  - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息との差額を清算するものとします。
  - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 10. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 11. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2021年11月15日



## 自由金利型定期預金（M型）規定

### 1. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 特約によりこの預金は、証書または通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。  
ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記4.の方法により支払います。

### 2. (証券類の受入れ等)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は、証書と引換えに、通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取扱店で返却します。
- (3) 個人のお客さまのこの預金の預入については、前記(1)および(2)の定めにかかわらず、次の通り取扱います。
  - ①日本国内に居住する方に限らせていただきます。
  - ②当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入れはできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。  
なお、預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日とした複利扱のこの預金の利息は、6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。  
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日とした単利扱のこの預金の利息の支払いは次によります。
  - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、証書式の場合は、証書記載の中間払利息額、通帳式の場合は、通帳記載の中間利払利率によって計算した中間払利息額（以下各々「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
    - A. 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
    - B. 入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに取扱店に提出してください。
  - ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（前記1. (2)の満期日自動解約の約定がある場合は満期日）にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記4. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日

の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日とした複利扱の場合は、6か月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と次の預入期間に応じた利率により計算した利息額との差額を清算します。

A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- |              |                |
|--------------|----------------|
| a. 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| c. 1年以上3年未満  | 約定利率×70%       |

B. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- |                |                |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| f. 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90%       |

C. 預入日の4年後の応当日を満期日とした場合

- |                |                |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80%       |
| g. 3年以上4年未満    | 約定利率×90%       |

D. 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合

- |                |                |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満   | 約定利率×30%       |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40%       |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50%       |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60%       |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70%       |
| g. 3年以上4年未満    | 約定利率×80%       |
| h. 4年以上5年未満    | 約定利率×90%       |

(4) この預金を後記4.(2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただき

ます。

- (3) この預金を前記1. (2)の満期日自動解約以外の方法で解約するとき、または書替継続するときは、証書式の場合は、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳式の場合は、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

5. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

- (1) 証書または通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書式の場合で、証書または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。通帳式の場合で、通帳または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書または通帳を再発行(汚損等による再発行を含む。)する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。
- ④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- ⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

6. (印鑑照合)

証書式の場合は、証書、諸届その他の書類に使用された印影を、通帳式の場合は、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書・通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

## 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳は届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
  - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率および計算方法は以下のとおりとし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息との差額を清算するものとします。
    - A. 満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の3年後の応当日から、預入日の5年後の応当日までのいずれかの日を満期日とする預金のうち、通帳または証書に「複利」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。
    - B. 満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用し、単利の方法により計算するものとします。
  - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 10. (証書の効力)

前記1.(2)の満期日自動解約により満期日に元利金をあらかじめ指定された口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに取扱店に返却してください。

1 1. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 2. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2021年11月15日

## 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

### 1.（自動継続）

- （1）この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取扱店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。なお、満期日前にお客さまから当行所定の方法によりお申出のあった場合、この預金の元利金（中間払利息を除きます。）は満期日に予め指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。指定口座に入金できない場合には満期日以後に後記4.の方法により支払います。

### 2.（証券類の受入れ等）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は、証書と引換えに、通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取扱店で返却します。
- （3）個人のお客さまのこの預金の預入については、前記（1）および（2）の定めにかかわらず、次の通り取扱います。
  - ①日本国内に居住する方に限らせていただきます。
  - ②当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入れはできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

### 3.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、この3.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

なお、預入日の3年後の応当日、4年後の応当日および5年後の応当日を満期日とした複利扱のこの預金の利息は、6か月複利の方法により計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日、3年後の応当日、4年後の応当日および5年後の応当日を満期日とした単利扱のこの預金の利息の支払いは次によります。

  - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、約定利率に70%を乗じた利率（継続後の預金については、継続後の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
  - ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。
- （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
  - ①預入日の1か月後の応当日、3か月後の応当日、6か月後の応当日および1年後の応当日を満期日とした単利扱のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、ま

たは満期日に元金に組入れて継続します。

- ②預入日の2年後の応当日、3年後の応当日、4年後の応当日および5年後の応当日を満期日とした単利扱のこの預金の利息は、中間払利息については中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息についてはあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③預入日の3年後の応当日、4年後の応当日および5年後の応当日を満期日とした複利扱のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④利息を指定口座へ入金できない場合には、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに取扱店に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を後記4. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日、4年後の応当日および5年後の応当日を満期日とした複利扱の場合は、6か月複利の方法によります。）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の預入期間に応じた利率により計算した利息額との差額を清算します。

A. 預入日の1か月後の応当日、3か月後の応当日、6か月後の応当日、1年後の応当日および2年後の応当日を満期日とした場合

- |              |                |
|--------------|----------------|
| a. 6か月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50%       |
| c. 1年以上2年未満  | 約定利率×70%       |

B. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合

- |                |                |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90%       |

C. 預入日の4年後の応当日を満期日とした場合

- |                |                |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |

f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%

g. 3年以上4年未満 約定利率×90%

D. 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×30%

c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%

d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%

e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%

f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%

g. 3年以上4年未満 約定利率×80%

h. 4年以上5年未満 約定利率×90%

(5) この預金を後記4. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。

(3) この預金を解約または書替継続するときは、証書式の場合は、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳式の場合は、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

5. (届出事項の変更、証書または通帳の再発行等)

(1) 証書または通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 証書式の場合で、証書または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。通帳式の場合で、通帳または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 証書または通帳を再発行(汚損等による再発行を含む。)する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。



③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

#### 6. (印鑑照合)

証書式の場合は、証書、諸届その他の書類に使用された印影を、通帳式の場合は、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書・通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳は届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率および計算方法は以下のとおりとし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と利息との差額を清算するものとします。

A. 満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の3年後の応当日から、預入日の5年後の応当日までのいずれかの日を満期日とする預金のうち、通帳または証書に「複利」と記載した場合の

み6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。

B. 満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用し、単利の方法により計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 10. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 11. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2021年11月15日

## あおぞらダイレクト定期預金規定

### 1. (預金の預入れ)

この預金は、あおぞらテレフォンバンキングを利用するなど、当行所定の手続・方法により、預け入れをする場合に、お取扱いたします。なお、この預金の預入は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

### 2. (預金の支払時期・方法)

(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 特約によりこの預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金は、満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。

ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記5.の方法により支払います。

### 3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

### 4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時における約定の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日の1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記5. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって預入日の1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を後記5. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。

(3) この預金を前記2. (2)に定める満期日自動解約以外の方法で解約するとき、または書替継続するとき、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。ただし、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

### 6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含む。）する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
  - ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。
  - ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。
  - ④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
  - ⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

#### 7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 8. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
  - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述

べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 11. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

#### 13. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2021年11月15日

## 自動継続あおぞらダイレクト定期預金規定

### 1. (預金の預入れ)

この預金は、あおぞらテレフォンバンキングを利用するなど、当行所定の手続・方法により、預け入れをする場合に、お取扱いたします。なお、この預金の預入は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

### 2. (自動継続)

(1) この預金は、満期日（ただし、後記5. (4)に定める新規預入終了時前に限ります。）に前回と同一の期間のあおぞらダイレクト定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）までにその旨を取扱店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。なお、満期日前にお客さまから当行所定の方法によりお申出のあった場合、この預金の元利金は満期日に予め指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。指定口座に入金できない場合には満期日以後に後記5.の方法により支払います。

### 3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

### 4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、この4. (1)において同じです。）から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時（継続後の預金については継続時）における約定の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日の1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。利息を指定口座へ入金できない場合には、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記5. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって預入日の1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を後記5. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。

(3) この預金を解約または書替継続するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。ただし、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

(4) この預金は、2019年5月6日（以下「新規預入終了時」という。）以後の新規の預入を終了させていただいております。当該終了に伴い、新規預入終了時以後にこの預金の満期日が到来した場合には、当行が別途定めるときを除き、以下の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める取り扱いを行います。

①預入日における預入金額が100万円以上の場合かつこの預金の満期日が2022年4月17日以前の場合は、この預金の元金は、満期日にこの預金と同一期間の当行の「一部解約可能型定期預金（複利型）規定」の適用を受ける「あおぞらポケット定期」（以下「あおぞらポケット定期」という。）に自動的に振替を行います。また、この預金の利息については、お客さまの預入れが、（i）元利金自動継続型（利息を満期日に元金に組入れて自動的に継続する方式）の場合には、満期日に元金に組入れて「あおぞらポケット定期」に自動的に振替を行います。これらの振替後の利率は、満期日における当行所定の利率とします、また（ii）元金自動継続型（満期日に元金のみを自動的に継続する方式）の場合には、あらかじめ指定された方法により、予め指定された当行のお客さま名義の普通預金口座へ満期日以後に入金します。当該利息が指定口座に入金できない場合には満期日以後に前記5.（3）の方法により支払います。

②預入日における預入金額が100万円未満で新規預入終了時以後を満期日とする場合、および預入金額にかかわらずこの預金の満期日が2022年4月18日以後となる場合は、この預金の元利金は、予め指定された当行のお客さま名義の普通預金口座に満期日以後に入金するものとします。指定口座に入金できない場合には満期日以後に前記5.（3）の方法により支払います。

#### 6.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前記（1）の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含む。）する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6) お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出

がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
  - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。
  - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。



10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

13. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2021年11月15日

## 一部解約可能型定期預金（複利型）規定

この規定は、一部解約可能型定期預金（複利型）についての当行の取扱いを記載したものです。なお、この預金には、満期時に、自動継続の取扱いをするもの（以下「自動継続型」といいます。）と自動解約の取扱いをするもの（以下「満期日自動解約型」といいます。）の2つがあります。

### 1. （満期時の取扱方法）

#### （1）自動継続型の場合

- ①自動継続型のこの預金は、通帳記載の満期日（ただし、後記4.（3）に定める新規預入終了日前に限ります。）に前回と同一の期間の一部解約可能型定期預金（複利型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- ②自動継続型のこの預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- ③継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下自動継続型のこの預金につき同じです。）までにその旨を取扱店に申出てください。この申出があったときは、自動継続型のこの預金は満期日以後に支払います。また、満期日前にお客さまから当行所定の方法によりお申出のあった場合、この預金の元利金は満期日に予め指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。指定口座に入金できない場合には満期日以後に後記4.の方法により支払います。
- ④前記③にかかわらず、対象期間（後記⑤において定義される期間をいいます。以下後記3.（1）③および④において同じです。）経過後に、自動継続型のこの預金の全部または一部を満期日前に解約するときは、その旨を取扱店に申出てください。この申出があったときは、自動継続型のこの預金は解約日に支払います。
- ⑤自動継続型のこの預金の対象期間とは、預入日から3か月後の応当日前日（継続をしたときはその継続日から3か月後の応当日前日）までの据置期間をいいます。
- ⑥前記④による預金（一部解約をしたときはその解約後の残余の預金。以下同じです。）の一部解約は、当行所定の金額の範囲内に限り、行うことができます。なお、自動継続型のこの預金の一部解約をしたときは、その解約後の残余の預金について、引き続き自動継続の取扱いをします。

#### （2）満期日自動解約型の場合

- ①満期日自動解約型のこの預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- ②満期日自動解約型のこの預金は、特約により満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。  
この場合、元利金は、満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記4.の方法により支払います。
- ③前記①および②にかかわらず、対象期間（後記④において定義される期間をいいます。以下後記3.（2）③および④において同じです。）経過後に、満期日自動解約型のこの預金の全部または一部を満期日前に解約するときは、その旨を取扱店に申出てください。この申出があったときは、満期日自動解約型のこの預金は解約日に支払います。
- ④満期日自動解約型のこの預金の対象期間とは、預入日から3か月後の応当日前日までの据置期間をいいます。
- ⑤前記③による預金（一部解約をしたときはその解約後の残余の預金。以下同じです。）の一部解約は、

当行所定の金額の範囲内に限り、行うことができます。なお、この預金の一部解約をしたときは、その解約後の残余の預金について、満期日自動解約の取扱いをします。

## 2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金については、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での現金による預入れはできません。
- (2) この預金については、小切手その他の証券類の受入れは、原則致しません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合で、小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (3) この預金の預入は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

## 3. (利息)

### (1) 自動継続型の場合

①自動継続型のこの預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.（1）②の利率。以下後記③および⑤ならびに後記8.（3）①においてこれらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日に、あらかじめ指定された方法により指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。利息を指定口座へ入金できない場合には、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。

②継続を停止した場合の自動継続型のこの預金の利息は、満期日以後に自動継続型のこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

③対象期間経過後に、自動継続型のこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下この③および後記④において同じです。）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、自動継続型のこの預金とともに支払います。

#### A. 預入日の1年後の応当日を満期日とした場合

- a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき  
約定利率×30%

#### B. 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合

- a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき  
約定利率×10%
- b. 預入日から解約日までの期間が1年以上2年未満のとき  
約定利率×30%

#### C. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合

- a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき  
約定利率×10%
- b. 預入日から解約日までの期間が1年以上3年未満のとき  
約定利率×30%

#### D. 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合

- a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき  

$$\text{約定利率} \times 10\%$$
  - b. 預入日から解約日までの期間が1年以上5年未満のとき  

$$\text{約定利率} \times 30\%$$
  - ④自動継続型のこの預金の全部または一部を後記4. (1)により対象期間中に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、自動継続型のこの預金とともに支払います。
  - ⑤前記③および④の場合において、約定利率を適用する別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
  - ⑥この預金を後記4. (2)により満期日前に解約する場合には、前記③から⑤の定めにかかわらず、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ⑦自動継続型のこの預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (2) 満期日自動解約型の場合
- ①満期日自動解約型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下後記③および⑤ならびに後記8. (3) ①において「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後に満期日自動解約型のこの預金とともに支払います。
  - ②満期日自動解約型のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、満期日自動解約型のこの預金とともに支払います。
  - ③対象期間経過後に、満期日自動解約型のこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日自動解約型のこの預金とともに支払います。
    - A. 預入日の1年後の応当日を満期日とした場合
      - a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき  

$$\text{約定利率} \times 30\%$$
    - B. 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合
      - a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき  

$$\text{約定利率} \times 10\%$$
      - b. 預入日から解約日までの期間が1年以上2年未満のとき  

$$\text{約定利率} \times 30\%$$
    - C. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合
      - a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき  

$$\text{約定利率} \times 10\%$$
      - b. 預入日から解約日までの期間が1年以上3年未満のとき  

$$\text{約定利率} \times 30\%$$
    - D. 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合

a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき

約定利率×10%

b. 預入日から解約日までの期間が1年以上5年未満のとき

約定利率×30%

④満期日自動解約型のこの預金の全部または一部を後記4. (1)により対象期間中に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、満期日自動解約型のこの預金とともに支払います。

⑤前記③および④の場合において、約定利率を適用する別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

⑥この預金を後記4. (2)により満期日前に解約する場合には、前記③から⑤の定めにかかわらず、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

⑦満期日自動解約型のこの預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、対象期間内に満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。

(3) この預金を前記1. (2)②に定める満期日自動解約以外の方法で解約するとき、または書替継続するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。ただし、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

(4) この預金は、2022年4月18日（以下「新規預入終了日」という。）以後の新規の預入を終了させていただきます。当該終了に伴い、自動継続型のこの預金について、新規預入終了日以後にこの預金の満期日（継続がされているときは継続後の満期日。以下同じです。）が到来した場合には、この預金の元利金は、予め指定された当行のお客さま名義の普通預金口座に満期日以後に入金するものとします。指定口座に入金できない場合には満期日以後に前記4. (3)の方法により支払います。

#### 5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (6) お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

#### 6. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 10. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 11. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2021年11月15日

## 通知預金規定（証書式）

### 1. （預金の支払時期等）

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、「反社会的勢力の排除に関する規定」により解約する場合を除き、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

### 2. （証券類の受入れ等）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、取扱店で返却します。
- (3) 個人のお客さまのこの預金への預入については、前記（1）および（2）の定めにかかわらず、次の通り取扱います。
  - ①日本国内に居住する方に限らせていただきます。
  - ②当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入れはできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

### 3. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率（以下「店頭表示利率」という。）によって計算します。なお、店頭表示利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、適用する利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は10,000円とします。

### 4. （預金の解約）

この預金を解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

### 5. （届出事項の変更、証書の再発行等）

- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 前記（1）の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書を再発行（汚損等による再発行を含む。）する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。  
②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。  
③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合



にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

#### 6. (印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、据置期間経過前、または解約する日の2日前までに解約する旨の通知がなかった場合でも、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、前記3.(1)に定める利率により計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

11. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2021年11月15日

## 通知預金規定（取引証式）

### 1.（預入れの最低金額）

この預金の預入れは1口50,000円以上とします。預入れのときは必ず取引証を持参してください。なお、紛失等により取引証がない場合には、当行所定の手続を取ってください。

### 2.（預金の支払時期等）

(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) この預金の解約にあたっては、「反社会的勢力の排除に関する規定」により解約する場合を除き、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

### 3.（証券類の受入れ等）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、当該受入れを取消したうえ、取扱店で返却します。

(3) 個人のお客さまのこの預金への預入れについては、前記(1)および(2)の定めにかかわらず、次の通り取扱います。

①日本国内に居住する方に限らせていただきます。

②当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入れはできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

### 4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率（以下「店頭表示利率」という。）によって計算します。なお、店頭表示利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、適用する利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は10,000円とします。

### 5.（預金の解約）

(1) この預金を解約するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して取引証とともに提出してください。紛失等により取引証がない場合には、当行所定の手続を取ってください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

(2) 解約は預金一口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

### 6.（届出事項の変更等）

(1) 取引証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 取引証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 取引証は再発行いたしません。

- (5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。
- ④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- ⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

#### 7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 8. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および取引証は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

#### 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、据置期間経過前、または解約する日の2日前までに解約する旨の通知がなかった場合においても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、取引証がある場合には取引証に、紛失等により取引証がない場合には当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
- ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、前記

4. (1)に定める利率により計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 11. (準拠法、裁判管轄権)

(1)この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2)この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 12. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2021年11月15日

## 普通預金規定（通帳式）

### 1. （取扱店の範囲）

この預金は、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、個人以外の預金者の取扱店以外での払戻しは、あらかじめ当行が認めたものに限ります。なお、個人のお客さまについては、この預金口座の開設は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

### 2. （証券類の受入れ等）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
- (6) 個人のお客さまのこの預金の預入については、前記（1）～（5）の定めにかかわらず、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入はできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

### 3. （振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 4. （受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の当該入金記帳行に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は取扱店で返却します。
- (3) 前記（2）の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 5. （預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに提出してください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

## 6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

## 7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含む。）する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。  
②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。  
③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。  
④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。  
⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金口座の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

## 8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 9. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

## 10. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。
- (2) 次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この預金の預金者が前記9. に違反した場合
  - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④この預金に対し差押がなされた場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前記(2) および(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳・届出の印章を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 1 1. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
  - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 1 2. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 1 3. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を



管轄裁判所とします。

14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2021年11月15日

## 普通預金規定（取引証式）

### 1.（取扱店の範囲）

この預金は、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、個人以外の預金者の取扱店以外での払戻しは、あらかじめ当行が認めたものに限ります。なお、個人のお客さまについては、この預金口座の開設は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

### 2.（証券類の受入れ等）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
- (6) 個人のお客さまのこの預金の預入については、前記（1）～（5）の定めにかかわらず、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入はできません。ただし、当行が発行した自己宛小切手による入金の場合を除きます。

### 3.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 4.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、ご入金受取書に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は取扱店で返却します。
- (3) 前記（2）の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 5.（預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して取引証とともに提出してください。紛失等により取引証がない場合においては、当行所定の手続を取ってください。ただし、個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任

意とします。

#### 6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

#### 7. (届出事項の変更等)

- (1) 取引証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 取引証または印章を失った場合のこの預金の払戻し、または解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 取引証は再発行いたしません。
- (5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。  
②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。  
③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。  
④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。  
⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 個人のお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全てのこの預金口座の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

#### 8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 9. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および取引証は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

#### 10. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、取引証を持参のうえ、取扱店に申出てください。紛失等により取引証がない場合には、当行所定の手続を取ってください。
- (2) 次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達

のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が前記9. に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④この預金に対し差押がなされた場合

(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。また、法令に基づく場合にも同様のできるものとしします。

(4) 前記(2)および(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、取引証・届出の印章を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。また、紛失等により取引証がない場合には、当行所定の手続を取ってください。

#### 1 1. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとしします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、取引証がある場合には取引証に、紛失等により取引証がない場合には当行所定の書面に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとしします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとしします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとしします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

#### 1 2. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかった

ときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2021年11月15日